

【法制度】

電気通信基盤充実臨時措置法(H3.6~H18.5)

【支援措置】

日本政策投資銀行等による低利融資

日本政策投資銀行等及び情報通信研究機構による超低利融資

税制優遇措置

法人税の特別償却

固定資産税の課税標準の圧縮

情報通信研究機構による債務保証

【スキームの概要】

光ファイバ網、DSL等の広帯域加入者網を整備する事業者に対する低利融資。

日本政策投資銀行等が行う低利融資に係る利子について、情報通信研究機構が最大2%の幅で、下限金利まで助成金を交付。
(過疎地域等においては下限金利を優遇)

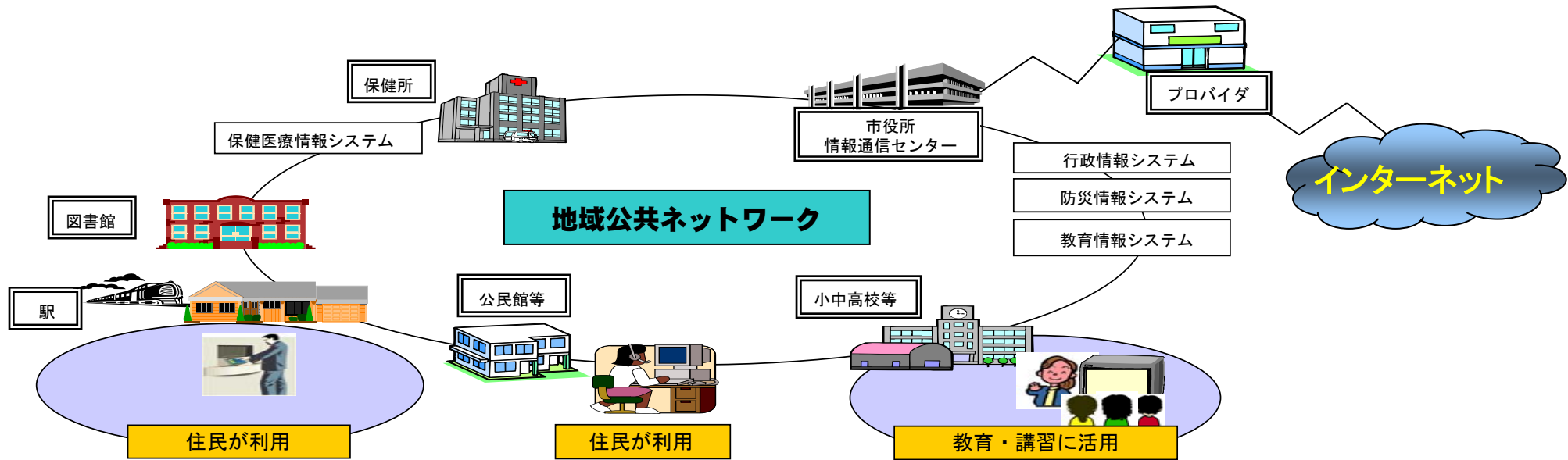
光ファイバ網、DSL等の広帯域加入者網を構成する施設について、5%又は12%の法人税の特別償却を適用することができる。

光ファイバ網、DSL等の広帯域加入者網を構成する施設に係る固定資産税について、20%又は25%軽減することができる。

光ファイバ、DSL等の広帯域加入者網を整備する事業者は、情報通信研究機構による債務保証を受けることができる。

地域インターネット基盤施設整備事業等

地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速ネットワークで接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。



事業主体：都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体

補助対象：① 施設・設備費（センター施設、映像ライブラリー装置、送受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等

② 用地取得費・道路費

補助率：① 都道府県、市町村単独の場合及び都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合 1 / 3

② ①以外の連携主体、合併市町村（ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。）の場合 及び沖縄県、沖縄県内の市町村 1 / 2

③ 第三セクターの場合 1 / 4

その他：① あらかじめ、加入者系光ファイバ網設備整備事業への開放を目的とする整備が可能。

② あらかじめケーブルテレビ（地方公共団体、第三セクターが運営するものに限る）への開放を目的とする整備が可能。

③ あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備を可能とする。

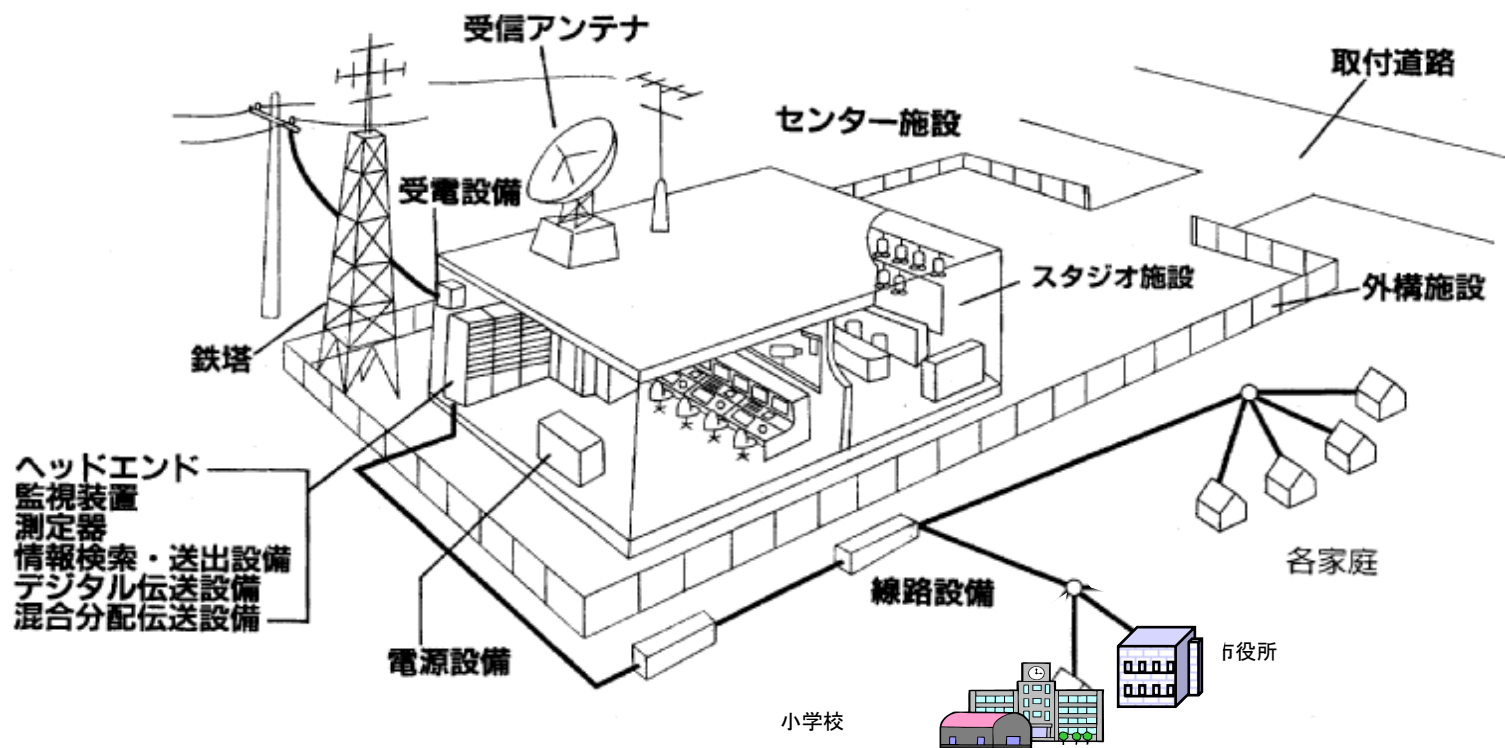
平成16年度予算額：55.51億円

平成17年度予算額：37.89億円

※ 下線部は平成17年度拡充部分

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

地域に密着した映像情報等を提供するケーブルテレビを整備し、地域の住民生活に必要な行政・文化・教養情報等、多様な情報の提供を行う地方公共団体等を支援。



事業主体：市町村又は第三セクター

補助対象：センター設備、ネットワーク設備等

補助率：① 市町村が整備・運営する場合：1/3

② 第三セクターが整備・運営する場合：1/4・1/6・1/8

平成16年度予算額：18.94億円

平成17年度予算額：18.37億円

地方財政措置(加入者系光ファイバ網(FTTH)を整備する場合)

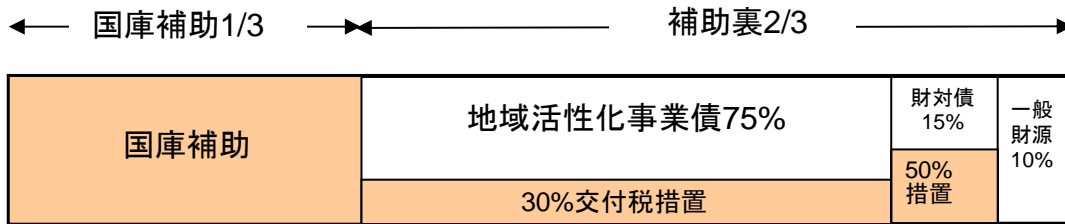
加入者系光ファイバ網設備整備事業費補助金を除いた地方公共団体負担分(いわゆる補助裏)の一部又は全部につき、地域活性化事業債、過疎対策事業債(過疎債)の起債が可能。

また、地方単独事業により加入者系光ファイバ網(FTTH)の整備を行う地方公共団体についても同様の地方財政措置を講じる。

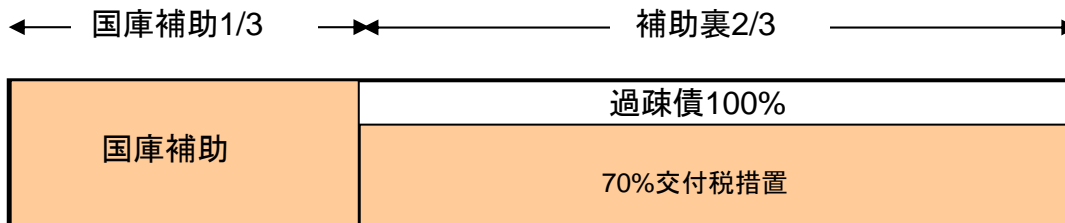
補助裏に係る地財措置

(国庫補助率 1/3の場合)

(1) 地域活性化事業債を活用する場合

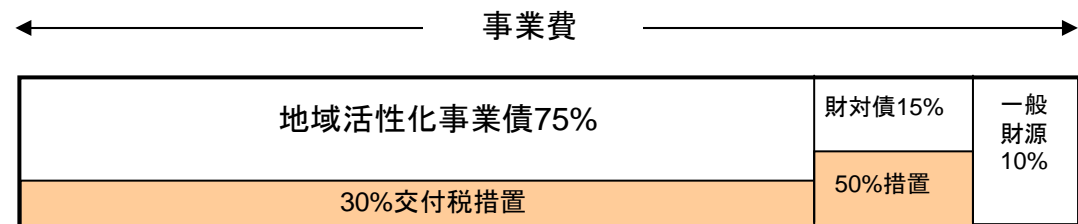


(2) 過疎債を活用する場合

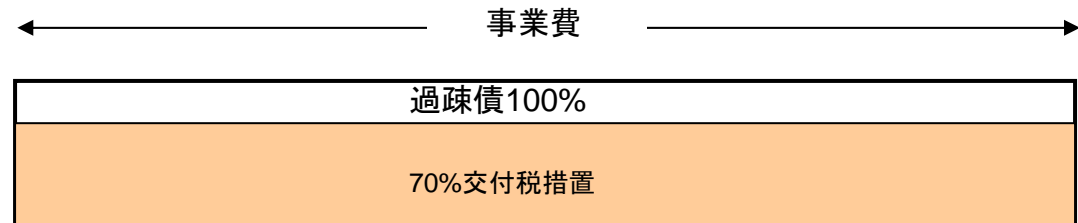


地方単独事業に係る地財措置

(1) 地域活性化事業債を活用する場合



(2) 過疎債を活用する場合



地方財政措置(ADSL、FWA等を整備する場合)

加入者系光ファイバ網(FTTH)以外にも、地方単独事業によりADSL、FWA等の高速・超高速インターネット基盤を整備する地方公共団体については、地域活性化事業債、過疎対策事業債(過疎債)の起債が可能。

起債対象事業

- (1) 地域活性化事業債
対象事業 : FWA(30Mbps以上)等
- (2) 過疎債
対象事業 : ADSL、FWA、ケーブルインターネット等

地方単独事業に係る地財措置

(1) 地域活性化事業債を活用する場合

事業費

地域活性化事業債75%

30%交付税措置

財対債15%

50%措置

一般
財源
10%

(2) 過疎債を活用する場合

事業費

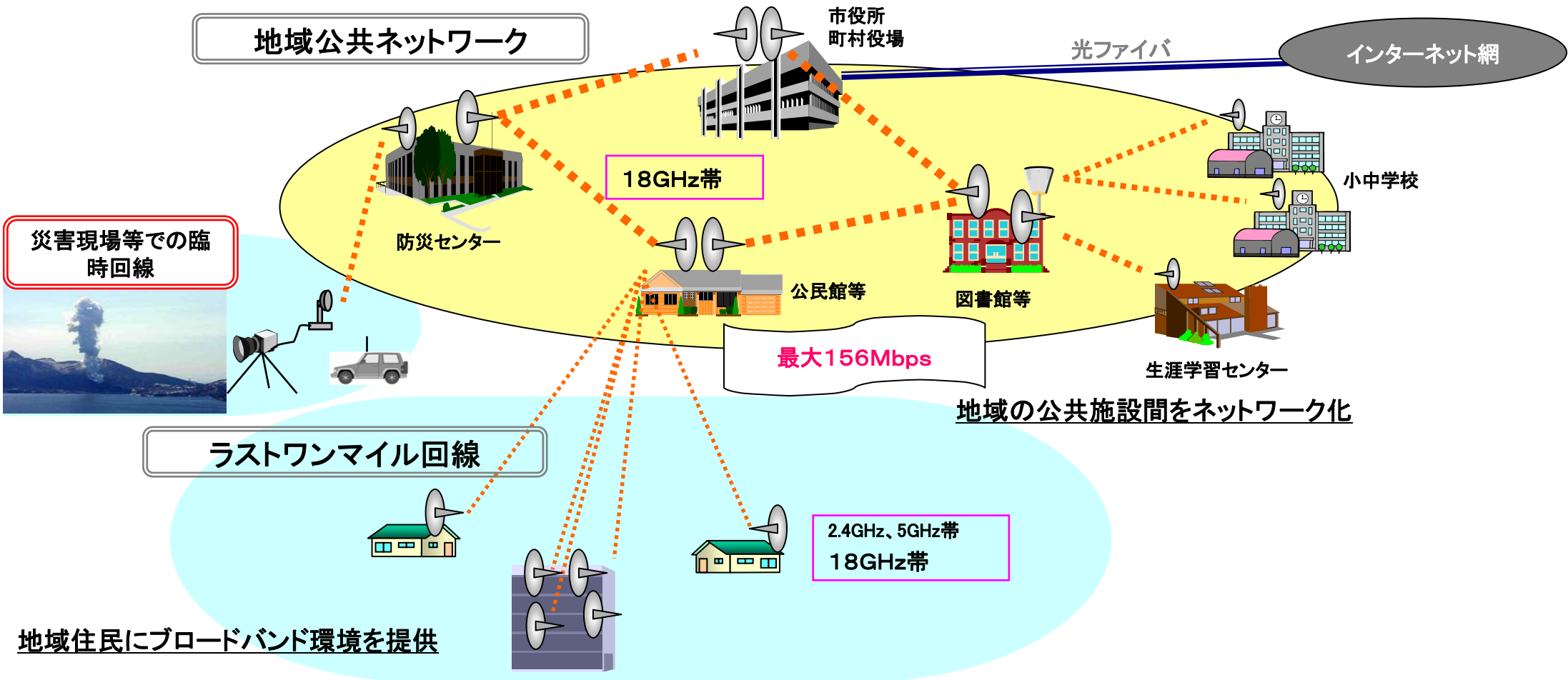
過疎債100%

70%交付税措置

FWA(18GHz帯)の利用イメージ

- 18GHz帯を利用し、大容量・柔軟な無線システムを導入
- 光ファイバ敷設の困難なエリアへの公共の無線利用
- 電気通信事業者と連携した、ラストワンマイルへの活用
- 非常災害時等における迅速・柔軟な利用
- 簡易かつ低廉な無線設備により、全国的な普及を促進

地域公共ネットワーク



研究開発の推進[超高速インターネット衛星(WINDS)]

WINDS:Wideband InterNetworking engineering test and Demonstration satellite

広域性、同報性、耐災害性等といった特徴を有する衛星通信システムを積極的に活用して、地上のネットワークと相互補完した、超高速インターネットのネットワークを構築するための技術の研究開発を実施する。

1 目的

情報通信研究機構において、超高速衛星通信システムの構築のための研究開発が実施されている。本研究はこの開発成果を生かしつつ、平成18年度の衛星打上げを目指し、超高速インターネット衛星を実現するとともに地上のネットワークとの相互補完に必要な技術の確立をめざす。

2 施策の概要

- ① 衛星搭載交換機・インターネットルーターの開発など、超高速インターネット通信が可能となる衛星搭載機器の開発
- ② 打上げ後でも、ルーター機能、伝送方式の変更等が可能となる衛星搭載システムの研究開発
- ③ 超高速衛星インターネットに最適な伝送方式の研究開発
- ④ 地上系ネットワークとの相互補完に必要なシステム技術の研究開発

3 イメージ図

— ギガビット級超高速インターネット衛星の実現 —

